

事 務 連 絡

令和5年10月20日

居宅介護支援事業所管理者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う要介護認定事務の本年11月以降の取扱いについて

日頃より、本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて本市では、本年8月31日付け及び同9月22日付け当課事務連絡でお示したとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加に伴い、本年9月以降、臨時的取扱いを行う際の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」の提出を不要として、要介護認定及び要支援認定の有効期間を「職権で12か月延長」する対応をとっております。

この取扱いについて、新規感染者数の減少傾向が確認されていることから、本年10月末を以て終了いたしますので、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

令和5年11月1日以降に認定有効期間満了を迎える被保険者から更新申請を受けたときは、原則として訪問調査を行うものとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、下記2に定める期間に限り、臨時的取扱いを行うことも可能とします。

- (1) 入所又は入院中の方であって、入所中の介護施設（入院中の病院）等において入所者等との面会を禁止する等の措置がとられており、有効期間満了までに解除されない見込みであるとき。
- (2) 上記（1）のほか、自宅において、例えば、被保険者が、親族・ケアマネジャー・介護（予防）サービス事業所の従業者など限られた方以外の方との接触を意識的に避けている等、新型コロナウイルス感染防止に十分配慮している状況にあり、有効期間満了までに訪問調査を行うことが著しく困難であるとき。

※ 臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定結果通知後、状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできません。改めてご注意ください。

2 上記1但し書きの適用期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間に有効期間満了を迎える被保険者からの更新申請に限り、適用できることとします。

3 手続き

臨時的取扱いをご希望の場合は、更新申請の際に別紙「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」を併せてご提出ください。

なお、同書類の提出を以て、臨時的取扱いが適用されるものではありません。申出書の内容を確認の上、適用の可否を判断いたします。

4 備考

- (1) 長期間にわたって申請者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態は好ましくないため、前回の更新申請時に臨時的取扱いを適用した被保険者においては、できる限り訪問調査を受けていただくようお願いいたします。
- (2) 今後、対応の変更や見直しが必要となった場合は、改めて通知します。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了を迎える方向け)

(問合せ先)

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL : 245-5206 FAX : 245-5623

Mail : kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp